



リーガル コンパス

LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 山添 慎一郎
(兵庫県弁護士会所属)



第139回 環境政策と独占禁止法

1 ガイドラインの公表

公正取引委員会（以下、公取委といいます）は、令和5年3月31日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下、本ガイドラインといいます）を公表しました。

これは、地球温暖化対策推進法の改正により2050年までの脱炭素社会の実現が法文上明記されたことなどを受け、新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を防止するとともに、独占禁止法の適用・執行の透明性と予見可能性を向上させ、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取り組みを後押しすることを目的としたものとされています。

本稿では、本ガイドラインの中から、注意が必要な点をいくつか取り上げて解説いたします。

2 生産設備の共同廃棄

本ガイドラインでは、生産設備の共同廃棄が独占禁止法上問題となりうる行為とされています（想定例10）。これは、生産設備の廃棄時期をそろえる合意が、実質的には製品の数量や（品質に直結する）生産方法をそろえる合意としての意味を持つためであると考えられます。

複数の企業間で「〇月〇日をもって従来の生産設備Aを廃棄し、温室効果ガス削減効果のある生産設備Bを導入する」といった合意を行おうとする場合には、この点に注意が必要となります。

3 取引の打ち切り

事業者には取引先選択の自由があることから、自社や所轄官庁の設定した温室効果ガス削減目標を達成していないことを理由に取引先との取引を打ち切るとは、基本的には独占禁止法上問題となりません（想定例49）。

これに対し、当該取引先を市場から排除する目的での取引の打ち切りは、独占禁止法上問題となりうる行為です。

公取委が取引の打ち切りの目的を認定する際には、客観的な事情も考慮されます。温室効果ガス削減目標を達成していないことを理由にA社との取引を打ち切っておきながら、同じく目標を達成していないB社との取引を継続している場合には、目標の不達成を理由にA社との取引を打ち切ったとの主張は通らない可能性があります。

4 コストの転嫁

温室効果ガスを削減できる仕様での発注を行う場合に、新たに発生するコストについて明示的に協議せずに対価を据え置く行為は、（優越的地位にある事業者が行えば）優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりうるとされています（想定例65）。

本ガイドラインは、温室効果ガス削減を目的とする仕様変更のコストを一切相手方に転嫁できないとまで述べているものではありませんが、温室効果ガス削減のための仕様変更を求める際には、それにより発生するコストについて相手方と協議を行うことが必要です。受注者側の立場からは、仕様変更を求められたにもかかわらず、それにより発生するコストについて協議に応じてもらえない場合、本ガイドラインを指摘するなどして協議を求めることが考えられます。

5 相談制度の活用

本ガイドラインの末尾でも紹介されていますが、公取委は相談制度を設けており、本ガイドラインを参照しても判断に迷う場合には、この制度を活用することも考えられます。

6 おわりに

公益的な取り組みが法に抵触するという事態は直感的には思い至りにくいことです。それだけに知識を有していることが重要です。環境規制への対応にあたっては独占禁止法が関係する可能性がある、という点だけでも、まずは頭の片隅に置いておいていただければと思います。